更生計画変更計画案議決権行使方法等

平成１８年（ミ）第８号

北九州市小倉北区大手町10番10号

更生会社　株式会社石原商事

１　議決権の行使方法　書面投票による行使

２　書面投票期間　平成24年11月21日から平成24年12月20日まで

３　議決権不統一行使の通知期限　平成24年12月12日

平成24年11月21日

大阪地方裁判所第６民事部

監督命令変更

平成２３年（再）第５号

神戸市垂水区塩屋町２丁目５番11号

再生債務者　竹原　茂樹

主文　平成23年10月28日にした監督命令の主文第４項を「４　再生債務者が次に掲げる行為をするには、監督委員の同意を得なければならない。⑴　重要な財産の処分及び譲受け　⑵　多額の借財」と変更する。

平成24年11月19日

神戸地方裁判所第３民事部

再生手続開始

平成２４年（再）第１８号

大阪府箕面市温泉町１番１号

再生債務者　大阪観光株式会社

１　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時

２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成25年１月10日まで

４　再生債権の一般調査期間　平成25年２月20日から平成25年３月８日まで

大阪地方裁判所第６民事部

再生債権の特別調査期間

平成２４年（再）第１号

和歌山市西浜921番地

再生債務者　上起建設株式会社

特別調査期間　平成24年12月10日から平成24年12月14日まで

平成24年11月20日　和歌山地方裁判所民事部

再生計画認可

平成２３年（再）第５号

神戸市垂水区塩屋町２丁目５番11号

再生債務者　竹原　茂樹

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。

平成24年11月19日

神戸地方裁判所第３民事部

再生手続終結

平成２４年（再）第２号

大阪市東住吉区北田辺１丁目７番９号、主たる営業所の所在地大阪市生野区巽中２丁目８番６号

再生債務者　大阪ヨシヒロこと　吉広　達史

１　主文　本件再生手続を終結する。

２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した。監督委員及び管財人はいずれも選任されていない。監督命令の取消決定は確定した。

平成24年11月19日

大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２４年（再イ）第８号

千葉県茂原市六ツ野3112番地１

再生債務者　髙橋　清久

１　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成24年12月12日まで

４　一般異議申述期間　平成24年12月26日から平成25年１月９日まで

千葉地方裁判所一宮支部再生係

平成２４年（再イ）第１９号

千葉県富津市望井177番地の３

再生債務者　竹ノ内和雄

１　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成24年12月12日まで

４　一般異議申述期間　平成24年12月26日から平成25年１月９日まで

千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（再イ）第２２４号

愛知県小牧市大字小松寺105番地　クリエイトハイツ107号

再生債務者　アリオンサービスこと　中司　健二

１　決定年月日時　平成24年11月21日午後３時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成24年12月12日まで

４　一般異議申述期間　平成24年12月19日から平成24年12月26日まで

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（再イ）第３６号

愛知県丹羽郡大口町上小口３丁目58番地11

再生債務者　安藤　直也

１　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成24年12月12日まで

４　一般異議申述期間　平成24年12月19日から平成24年12月26日まで

名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（再イ）第５２号

愛知県刈谷市一ツ木町清水田２番地35

再生債務者　藤田　政仁

１　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成24年12月12日まで

４　一般異議申述期間　平成24年12月19日から平成24年12月26日まで

名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２４年（再イ）第３１５号

札幌市白石区川北１条３丁目２番25号

再生債務者　金谷　保彦

１　決定年月日時　平成24年11月22日午前11時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成24年12月13日まで

４　一般異議申述期間　平成24年12月27日から平成25年１月10日まで

札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再イ）第３３９号

北海道江別市東野幌本町７番地の１　のっぽろシティハウスＥ棟302号室

再生債務者　石黒　治実

１　決定年月日時　平成24年11月22日午前11時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成24年12月13日まで

４　一般異議申述期間　平成24年12月27日から平成25年１月10日まで

札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再イ）第３６７号

札幌市東区伏古６条２丁目３番１―303号

再生債務者　木村　龍児

１　決定年月日時　平成24年11月22日午前11時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成24年12月13日まで

４　一般異議申述期間　平成24年12月27日から平成25年１月８日まで

札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再イ）第１３号

山形県天童市大字久野本1264番地１

再生債務者　武田　広男

１　決定年月日時　平成24年11月22日午後２時30分

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成24年12月13日まで

４　一般異議申述期間　平成24年12月27日から平成25年１月16日まで

山形地方裁判所民事部

平成２４年（再イ）第１４号

山形県天童市大字久野本1264番地１

再生債務者　武田美和子

１　決定年月日時　平成24年11月22日午後２時30分

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成24年12月13日まで

４　一般異議申述期間　平成24年12月27日から平成25年１月16日まで

山形地方裁判所民事部